

青木 亮=編著

地方公共交通の維持と活性化

2020年8月発行
 本体3,200円+税
 成山堂書店
 ISBN 978-4-425-92961-0



宮崎耕輔
 MIYAZAKI, Kosuke

香川高等専門学校建設環境工学科教授

2002年に道路運送法が改正され、地域公共交通に対する考え方が大きく変わった。すなわち、自治体が主体となって、地域の公共交通を考えることとなった。そして、2007年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」と記す）が施行され、道路運送事業に限らず、鉄道、旅客船など幅広い輸送モードを含めた地域交通のあるべき姿の検討とその実現に向けた関係者の連携を促進することが法律に明記された。その後、活性化再生法は、2014年、ならびに2020年11月に一部改正された。2020年11月の改正にあわせて、改正道路運送法、ならびに「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の特例も施行された。そのため、これまで以上に、地域ニーズに対応した多様な展開が可能となった。

さて、2020年8月に発行された本書は、編著者によると、各地の事例を分析して、全国的視野から評価し、位置づけることで、地域公共交通の維持策、活性化に向けて示唆を与える書となることを目指したとされる。また、交通問題は地域性が強く表れる分野でもあるため、ひとつの地域で導入された試みが、他地域でも同様の成果を生むとは限らないということを前提として、各地の事例を長年にわたり、数多く研究し続けたことによって、ある種の一般法則、傾向も明らかになったと述べているとおり、本書は、単なる事例集にとどまらず、それぞれの事例に対する考察がなされており、どのような観点が重要かについて、示唆に富む書籍といえるであろう。

第1章では、地域公共交通維持・活性化の制度的枠組みとして、地域公共交通を取り巻く法制度などの変遷やわが国における状況などについて、わかりやすく整理されている。ただし、本書の発行時期より、2020年11月施行の法制度等に対応できていない点に留意する必要がある。しかしながら、これまでの変遷等を理解するには、極めて有用な情報が整理されて

おり、初めて地域公共交通に関わるようになった方をはじめ、わが国の地域公共交通のこれまでの変遷を把握したい方にとって、非常に参考になる。

つぎに、第2章から第12章までは、各地の事例紹介となっており、各章は交通サービスごとに整理されている点が特徴であろう。そして、章のタイトルを見れば、具体的な取り組み事例を想像することができるように構成されている。各章の構成は、導入されている地域概況、具体的な取組み、そして、紹介した事例の考察がなされており、単なる事例紹介にとどまっていない。そのため、読者が取り組んでいる地域へ展開するに際しての留意点などを把握することができるようになっている。

最終章である第13章では、交通サービスと輸送力や費用特性の関係をとりあげており、公共交通政策を社会的費用に着目して、議論を展開しているとともに、本書でとりあげた事例を総括して考察している。

以上のとおり、本書は、地域公共交通に関わる行政スタッフ、交通事業者、コンサルタント、研究者、住民団体、商業・医療・介護等の地域関係者などの方々にとって、非常に参考になる書籍である。そして、トピックを絞り、辞書的にも利用可能な書籍となっている。たとえば、これまでの変遷などを把握したい方は第1章を、初めて地域公共交通に関わるようになり、交通サービスとその特性などの全般的な概略を把握したい方は第13章を、そして、具体的な交通サービスに関する情報を得たい方は第2章から第12章までの該当する章をご覧いただければよいと思われる。特に、第2章から第12章は、交通サービスごとに整理されているために、読者が参考になりたい情報（事例）に、容易にたどり着くことができるようになっている点が特徴であるといえよう。

しかしながら、より多くの示唆が得られることから、拾い読みをするのではなく、全体をご一読いただくことをお勧めする。